

令和6年度 伊達市次世代自動車導入補助金

地球温暖化防止対策の推進を図るため、次世代自動車(燃料電池自動車または電気自動車)を購入した方に補助金を交付しています。

燃料電池自動車(FCV)

1台につき 20 万円まで

電気自動車(EV)

1台につき5万円まで



1. 補助制度の概要

補助対象者	次のいずれかの要件を満たす方です。 (1)市内に住所を有する方 (2)市内に事業所等を有する法人 (3)上記(1)(2)に対してリース販売を行うリース事業者
補助の要件	次のすべてを満たすことが要件となります。 (1)令和6年4月1日から令和7年3月31日に、自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った「自家用」の新車であること (2)自動車検査証における使用の本拠の位置が伊達市内であるとして登録されていること (3)リース事業者の場合、この補助金相当額がリース料に充当されること (4)自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない(同車種の次世代自動車を販売する見込みがない)こと (5)この要綱に基づく補助金以外に、地方自治体(国・県を除く)の補助金、交付金等を受けていない(受ける予定がない)こと

2. 申請方法

生活環境課(本庁舎3階)に直接持参または郵送で送付してください。

～郵送での申請方法～

- ・必ず裏面に記載の添付書類のチェックをお願いいたします。
- ・郵送記録の残る形(書留等)かつ差出人がわかるようお送りください。
- ・内容確認を行うこととなりますので、必ず控えを保管してください。
- ・受付日は、書類が到着した日ではなく、到着した書類が不足・不備なくすべて揃った日となります。
- ・書類に不足・不備があった場合で、連絡が取れない時は受付とならず、先にすべて揃った方が優先となります。

手続きの流れ等については、裏面をご覧ください。



3. 手続きの流れと提出書類

(1)次世代自動車(燃料電池自動車または電気自動車) 導入完了



(2)申請

伊達市役所生活環境課に 直接持参 または 郵送 で送付



提出書類	
共通	☐ 次世代自動車導入補助金交付申請書(様式第1号) ☐ 事業報告書(様式第2号) ☐ 収支決算書(様式第3号) ☐ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第4号) ☐ 市税完納証明書 ☐ 対象の次世代自動車の自動車車検証の写し ☐ 売買契約書の写し ☐ 振込先金融機関の通帳の写し (金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの)
個人	☐ 住民票抄本
法人	☐ 商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のいずれか1つ
リース業者	☐ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第4号) ※リース業者分と使用者(市民または事業者)分 ☐ 貸与料金の算定根拠明細書(様式第5号) ☐ 市税完納証明書 ※リース業者分と使用者(市民または事業者)分 ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 商業登記簿もしくは法人登記簿謄本または現在事項もしくは履歴事項全部証明書 ※使用者が事業者の場合はリース業者と事業者分 ☐ 住民票抄本 ※使用者が市民の場合



(3)交付決定

書類審査後、「補助金等交付決定通知書」を伊達市から申請者に送付



(4)補助金交付申請

決定通知書に同封の「補助金等交付請求書」を伊達市に提出



(5)補助金振込

ホームページは
こちらから

伊達市 次世代自動車



4. その他

予算額に達した時点で受付終了となります。(受付件数 燃料電池自動車 3 件 電気自動車 90 件)
申請書類等、詳細は伊達市ホームページをご覧ください。

【お問合せ・申請先】 伊達市役所 生活環境課 環境係 電話:024-575-1228

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180番地(本庁舎3階)